

奨学金 取扱番号	事務室－No.7	日本教育公務員弘済会	
主催団体	日本教育公務員弘済会 和歌山支部		
募集人数	2人	申込先	学校事務室
校内選考	有	問合先	森下
給付内容	給付 5万円（原則として在学中1回限り） 		
応募資格	以下すべてに該当する者 ○和歌山県内の公立高等学校等（高等学校定時制課程、同通信制課程、特別支援学校の高等部及び本会が特に認める学校を含む、）に在学及び入学手続きを終えた者であること。 ○上記の者で修学意欲がありながら、学資金（学校徴収金）等の支払が特に困難と認められる者で学校長が推薦する者。		
応募書類	希望者は担任まで申出てください。 申出後、申請書類等を事務室で配布します。		
その他 備考等			
申込〆切	令和6年11月5日（火）期日厳守		
担 当	学校事務室 森下		

(公財)日本教育公務員弘済会和歌山支部 2024 年度 給付奨学金事業募集要項

私たち、(公財)日本教育公務員弘済会和歌山支部は公益事業として給付奨学金事業を行っています。

高等学校等に在学及び入学手続きを終えた者で、修学意欲がありながら、学資金(学校徴収金)等の支払が特に困難と認められる生徒に、5万円の奨学金を給付(返還不要)いたします。皆様の積極的な応募をお待ちしています。

尚本年度は、長引くコロナ禍に加え、急激な円安や物価高が生活を直撃している状況を考慮し、各校2名までの受付を可とします。

1、申請資格

- (1) 和歌山県内の公立高等学校等(高等学校定時制課程、同通信制課程、特別支援学校の高等部及び本会が特に認める学校を含む。)に在学及び入学手続きを終えた者であること。
- (2) 上記の者で修学意欲がありながら、学資金(学校徴収金)等の支払が特に困難と認められる者で学校長が推薦する者。(原則として在学中1回限りとします。)

2、給付金額 5万円 (50人程度募集)

3、応募期間 2024年10月1日(火)～11月15日(金) 当日消印有効

4、申請方法

- (1) 給付奨学生志望者は、本人自筆の「給付奨学生申請書(給奨学様式1)」を学校長へ提出してください。
- (2) 学校長は、高等学校等給付奨学生推薦書者として、下記書類を添付し本会和歌山支部に推薦してください。
 - ① 給付奨学生申請書(給奨学様式1)
 - ② 高等学校等給付奨学生推薦書(給奨学様式4)
 - ③ 給付奨学金銀行振込依頼書(給奨学様式9)必要に応じ、市町村が発行する所得証明書等、成績証明書等を提出していただく場合があります。なお、その場合は事務局よりご連絡いたします。
- (3) 各学校推薦は、2名です。
 - ① 和歌山北高校の北校舎と西校舎、海南高校の海南校舎と大成校舎、はそれぞれ1校とみなします。
 - ② 海南高校美里分校、有田中央高校清水分校、日高高校中津分校、南部高校龍神分校は、本校とは別に1校とみなします。
 - ③ 定時制高校について併設定時制はそれぞれ1校とみなします。
 - ④ 伊都中央高校、きのくに青雲高校、南紀高校については、定時制・通信制それぞれ1校とみなします。

5、選考方法

当会の選考委員会で以下の基準で選考を行い、給付奨学生を決定します。

- (1) 就学意欲を持っているにもかかわらず、学費(学校徴収金)の支払いがより困難な者。

- (2) 就学意欲を持っており、かつ一定の収入があるものの、家庭の事情により学費（学校徴収金）の支払いが困難である者。
- (3) 上記の点からより必要性が高い者を予算の範囲で選考します。
- (4) 過去に給付を受けた奨学生が、再度の申請を求めた場合、予算の範囲内で必要性が認められる場合は、給付します。予算人数を超えた場合、給付実績のないものを優先しますが、特段の事情があればその限りではありません。

6、給付奨学生への決定

12月中頃に奨学生の採否を決定し、学校長へ通知します。各申請者への受領書等必要書類も合わせてお送りします。

7、奨学金の給付

決定した奨学金は学校宛に送金いたしますので、学校長を通して給付奨学生本人（親権者等同伴）に給付をしてください。その際給付奨学生は「給付奨学金受領書（給奨学様式 8）」を記入し当会へ提出願います。

8、給付奨学生成果報告書の提出

奨学金の給付を受けた者は、給付後「給付奨学生成果報告書（給奨学様式 13）」を、本会和歌山支部に提出してください。学校卒業後なるべく早い時期までにご報告ください。

9、給付奨学生異動報告書の提出

給付奨学生又は親権者は、給付奨学生が在学中に次の事項のいずれかに該当した場合、「給付奨学生異動報告書（給奨学様式 10）」を本会和歌山支部に届けていただきます。

- (1) 給付奨学生が休学、復学、転学、留年、留学したとき
- (2) 給付奨学生が停学その他の処分を受けたとき
- (3) 給付奨学生が死亡したとき

10、奨学金の返還の場合

申請書の内容に虚偽があることが明らかになった場合、奨学金を給付目的以外に使用したことが明らかになった場合、休学・転学・留年が適当でない場合、在学する学校で処分を受け学籍を失った場合など、本会の定める規定に抵触する場合は、給付奨学金の返還を求めることがあります。

11、その他

不明の点は下記、和歌山支部へお問い合わせください。

なお、申請書等は下記まで郵送してください。

【応募先】

（公財）日本教育公務員弘済会和歌山支部
〒640-8269

和歌山市小松原通り 3-20 教育会館内
電話 073-421-7881 FAX 073-426-0617
Eメール w-kyoko@wkn.or.jp

担当：丸山 珠紀

（公財）日本教育公務員弘済会とは

教弘保険（ジブラルタ生命と提携）の配当金等を財源に、奨学金事業や研究助成事業、教育文化事業などを通じ、教育の振興のために活動している公益法人です。